

講じた措置の内容

大阪市職員労働組合及び大阪市従業員労働組合に対する駐車場の無償供与又は減免処分の根拠が存在しない、平成16年12月から平成17年9月までの使用料相当額又は使用料減免額について、精査した結果、両組合の平成16年度の12月から3月までの供与スペースに当たる使用料相当額461,510円及び平成17年度4月から9月までの許可スペースに当たる使用料減免相当額545,904円の合計1,007,414円について、平成18年1月23日に両組合へ請求し、平成18年1月31日に大阪市職員労働組合より503,707円、大阪市従業員労働組合より503,707円収納しました。